



人権週間特集号

荒川区

☎(3802)3111

FAX(3802)6262



http://www.city.arakawa.tokyo.jp/



http://www.city.arakawa.tokyo.jp/keitai/

犯罪被害者週間行事

～犯罪被害者を支える隣人としてできること
「犯罪被害者と隣人」

日時 12月16日(金)午後1時～3時50分

定員 130人(申込順)

講師 毎日新聞記者・川名壮志氏

費用 無料

会場 アクト21

☎(3809)2890

FAX(3809)2891

11月25日～12月1日は

犯罪被害者週間

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間が「犯罪被害者週間」と定められました。

人権パネル展

区立小・中学校の児童・生徒の人権作品の展示等と北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネルを展示します。

期間 12月2日(金)～11日(日)

会場

●荒川さつき会館

午前9時～午後5時

●南千住図書館

午前9時30分～午後7時30分

※2日は午後1時から

※(日)は午後5時まで

※5日(月)・8日(休)は休館

費用 無料

12月10日～16日は

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、北朝鮮人権侵害問題啓発週間が定められました。

12月4日～10日は人権週間 みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう相手の気持ち
未来へつなげよう違いを認め合う心

人権とは、誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きていくための権利です。国際連合は、昭和23年の世界人権宣言の採択を記念して、12月10日を「人権デー」と定めています。日本では、12月4日～10日を「人権週間」と定め、人権意識の啓発に努めています。人権を守っていくためには、地域に暮らす一人一人がお互いを思いやり、人と人との絆を大切に温かい心を持つことが大切です。人権の大切さや、人権の守られる地域社会を築くために自分ができることを、考えてみませんか。

【問合せ】総務企画課 ☎内線2271

人権週間事業講演会

障がい者と健常者が混ざり合う社会を目指して
～ブラインドサッカーがつなぐ絆



©日本ブラインドサッカー協会

日時 12月10日(土)午後2時～4時
※開場は、午後1時30分

会場 ムーブ町屋ムーブホール
※手話通訳、車いす席があります

定員 250人(当日の先着順)

託児 2歳以上の未就学児
※総務企画課(☎内線2271)へ事前に申し込んでください

講師 日本ブラインドサッカー協会代表理事・
釜本美佐子氏



費用 無料

人権週間強調事項

(平成28年度法務省制定)

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

▶共に生きる社会を目指して



荒川区長・特別区長会会長
にしかわ たいいちろう
西川 太一郎

今年8月、ブラジルのリオデジャネイロにおいて、オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、熱戦が繰り広げられました。選手たちの姿は、スポーツが障がいのある無にかかわらず、人々に勇気や感動を与え、元氣や連帯感を与えてくれる素晴らしい力を持つていてくれることを私たちに教えてくれました。次は、よいよ、2020年に東京での開催となります。オリンピック憲章には、オリンピックは人権に配慮した大会であるべきだと、たわれており、オリンピック・パラリンピック競技大会は、異なる生活習慣や考え方を持った人を受け入れ、互いに尊重することの大切さを学ぶ機会です。しかし、現実には世界各地で差別や人権侵害の問題が発生しています。我が国においても同和問題や外国人に対する差別や偏見、女性、子ども、高齢者、障がい者等社会的に弱い立場にある人への虐待や、セクシャル・ハラスメント、いじめ等さまざまな人権問題が依然として存在しています。2020年東京大会に向かう今、私たち一人一人が、お互いの個性を尊重し認め合い、人権問題について改めて考えることが必要です。

区はこれからも、「区民が互いに人権を尊重しあが、共に生きる社会」の実現に向けて積極的に人権施策を推進して参りますので、一層のご支援とご協力をお願いいたします。